

8. 財産の管理

8-1

権利擁護事業について (日常生活自立支援事業)

名古屋市では、認知症や知的障害、精神障害などにより、身の回りのことや財産管理などについて不安のある方が地域で安心して生活できるよう、権利擁護や財産管理に関する相談事業を行う名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターを設置しています。

また、同センターでは、本人との契約に基づき、財産保全サービスや金銭管理サービスも提供しています。

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターの主な事業内容

相談業務

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談にセンター職員が応じる生活相談や、相続や遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が対応する法律相談（要予約）を行います。

財産保全サービス

自分ひとりで預貯金や不動産証書などの財産を安全に管理することに不安がある方に対して、本人との契約に基づき、センターの貸金庫でこれらの財産を安全にお預かりします。

金銭管理サービス

自分ひとりで預貯金の出し入れや、家賃・公共料金の定期的な支払いなどを行うことに不安がある方に対して、本人との契約に基づき、専門スタッフがこれらの業務を代行します。

権利擁護については、いきいき支援センターでご相談いただけます。
お住まいの地域のいきいき支援センターへご相談ください。
いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

お問合せ先

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
北部事務所

TEL.(052)919-7584 FAX.(052)919-7585